

# 公益社団法人 山梨県鍼灸マッサージ師会

## 定 款 施 行 規 則

### 第 1 章 総 則

(目的及び変更)

第 1 条 この規則は、公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会（以下「この法人」という。）の定款に基づく業務運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則の変更は理事会において決議し、総会において報告するものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック長とは、各市町村を7つのブロックに分割し、そのブロックを代表する者であるが、理事及び監事の兼務を妨げない。

(2) 役員とは、理事及び監事をいう。

### 第 2 章 入退会に関する事項

(入 会)

第 3 条 この法人に入会しようとする者は定款第6条の規定に基づき、理事会で定める様式の入会申込書を、ブロック長を経て会長に提出するか、又は直接会長に提出し、理事会の承認を受けた後、入会に必要な書類に定款第7条の規定に基づいた入会金及び会費等を添えて入会するものとする。

2 入会后、前項の入会申込書事項に変更を生じた時は速やかにその旨を、ブロック長を経て会長に届け出るか、又は直接会長に届け出なければならない。

(退 会)

第 4 条 会員が退会しようとする時は、理事会で定める様式の退会届を、ブロック長を経て会長に提出するか、又は直接会長に提出することにより、任意にいつでも退

会することができる。

(会費未納者に対する権利の一部停止)

第 5 条 会員が正当な理由なく会費を当該年度内に納入することを怠った時は、会長は当該会員に対し、戒告又は権利の一部停止の処分をすることができる。

2 前項の規定により権利の一部停止の処分を受けた者が、最後の納期経過後 60 日以内に未納の会費の全額を納入した時は、会長はその権利の一部停止を復活させなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定による権利の一部停止の処分を行おうとする場合には、速やかに理事会の議決を求めなければならない。又、その権利の一部停止の復活の承認を行おうとする場合も、また同様とする。

### 第 3 章 総会に関する事項

(一般公開)

第 6 条 総会は一般公開するものとし、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法若しくはホームページで公告し、事前に申し込みのあった 10 人までを傍聴することができる。また、非公開とする議案については傍聴人を退席させることができる。

### 第 4 章 理事会に関する事項

(代理又は書面による議決権の行使)

第 7 条 出席できない理事が書面をもって決議することや、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することはできない。

(監事の出席)

第 8 条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(一般公開)

第 9 条 理事会は一般に公開するものとし、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法若しくはホームページで公告し、事前に申し込みのあった5人までを傍聴することができる。また、非公開とする議案については傍聴人を退席させることができる。

## 第 5 章 ブロックに関する事項

(ブロック)

第 10 条 会員の連絡体制として県内を、施術所の所在地、出張専門業務の者は施術者の住所、病院及び医院若しくは介護施設等に勤務する者は本人の住所により、中北保健所管内(甲府ブロック)、中北保健所峡北支部管内(韮崎ブロック)並びに(南アルプスブロック)、峡南保健所管内(峡南ブロック)、峡東保健所管内(峡東ブロック)、富士東部保健所管内(吉田ブロック)並びに(都留ブロック)に分割する。

(ブロック長)

第 11 条 ブロックの代表として、ブロック長を置くことができる。

- 2 ブロック長は理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 ブロックの会員に異動等があった場合、本人の代理としてブロック長が会長に届け出ることができる。
- 4 ブロック長はブロックの会員の定額の会費を預かり、本人の代理として、この法人へ納入することができる。
- 5 この法人から会員へ緊急の連絡事項がある場合、会長の代理としてブロック長がブロックの会員へ連絡することができる。

## 第 6 章 会費に関する事項

(入会金)

第 12 条 この法人の入会金は3,000円とする。変更する場合は、総会においてその額を決定する。

(会費)

第 13 条 この法人の会費は7,000円とする。変更する場合は、総会においてその額を決定する。

- 2 特別な事情が生じた場合には、総会の決議を経て、臨時に特別の会費を徴収することができる。
- 3 定額の会費は、毎年5月31日までに納入するものとする。
- 4 会員は、会費の支払いを1年以上履行せず、かつ督促に応じなかったときは、定款第10条第3項により、会員資格を喪失する。

## 第 7 章 役員を選任に関する事項

(選任及び候補者)

第 14 条 役員を選任するときは、選挙管理委員会が選挙を執行する。

- 2 役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた立候補届出期間に、理事会で定める様式の立候補届に、会員2名以上の推薦を添えて届け出るものとする。ただし、立候補者は推薦者になることができない。
- 3 理事の候補者が10名以内の場合は、各候補者それぞれの信任投票を行う。又、理事の候補者が6名に満たない場合、又は信任投票の結果、信任が6名に満たない場合は総会の全出席会員を候補者とみなし、選挙を行い、過半数の賛成を得た者で、得票数の多い順に理事は6名に達するまでの者を選任する。
- 4 監事についても前項と同様の扱いとし、監事1名を選任する。

## 第 8 章 代表理事及び業務執行理事の選任に関する事項

(選挙の管理)

第 15 条 代表理事を選任するときは、当該理事会において代表理事に立候補しない者の中から若干名を選挙管理人として指名し、選挙を行う。

(候補者及び選任)

第 16 条 代表理事に立候補しようとする者は、選挙管理人に申し出るものとする。ただし、立候補者 1 名のときは信任投票を行い、不信任の場合は全出席理事を候補者とみなし選挙を行う。

2 選挙は単記無記名投票とし、過半数に満たない場合は上位 2 名をもって決選投票を行う。

3 立候補者がいない場合は、全出席理事を候補者とみなす。

4 業務執行理事及び副会長については、理事の中から代表理事が推薦することとなっているが、不信任の場合は全出席理事を候補者とみなし選挙を行う。

5 業務執行理事の選挙は、連記無記名投票とし、得票数の多い順に 3 名に達するまでの者を選任する。

6 副会長の選挙は、業務執行理事に選任した者を候補者とみなし、連記無記名投票とし、得票数の多い順に 2 名に達するまでの者を選任する。

## 第 9 章 業務分担に関する事項

(業務の分担)

第 17 条 この法人の業務は会長並びに副会長が執行する。また、業務の円滑な運営を図るため、常置機関として部を設けることができる。

2 副会長は、管理部門（総務・財務・組織）及び事業部門（保険・福祉・学術・広報）の各部を担当し、必要に応じて担当部の会議に出席し業務を統括指揮する。

3 業務執行理事は、各部の責任者（部長及び副部長）として業務を執行する。

(各 部)

- 第 18 条 各部は次の通りとし、各部に部長及び副部長を置くことができる。
- 2 部長は会長が委嘱し、副部長は部長の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 部長は、所管会務を統括管理し、各部会・委員会の事業計画及び報告を書面で会長に提出しなければならない。また、所管委員会を指揮し、作業を推進する。
  - 4 部会は部長が招集する。
  - 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 6 副部長は、部長の下に所管会務を処理する。

#### 管理部門

##### (1) 総務

総務部長は、事務局長として管理部門を統括する。

業務全体の把握、公益目的事業の推進

- ① 会議の運営に関すること（総会・理事会等）
- ② 会議議事録の作成及び保管に関すること
- ③ 庶務、事務局及び職員に関すること
- ④ 定款の改正及び諸規則の制定改廃に関すること
- ⑤ 公印の保管及び文書発行に関すること
- ⑥ 式典、表彰及び慶弔に関すること
- ⑦ 官公庁及び鍼灸マッサージ関連団体との渉外、連絡、届出に関すること
- ⑧ 各部の調整連絡に関すること
- ⑨ 他の部に属さないことを担当すること

選挙管理委員会・法制委員会・情報収集委員会・特別委員会

##### (2) 財務

会長（会計責任者）・管理部門財務担当副会長（出納責任者）・会計担当（会計処理責任者）

会計処理に関する事項全般

- ① 予算に関する事
- ② 決算に関する事
- ③ 財産の管理に関する事
- ④ 会計事務に関する事

### (3) 組織

組織担当・ブロック選出組織委員・管理部門組織担当副会長  
会員全体の把握、組織の強化、業権及び観光地に関する事項

- ① 組織の拡充及び会員の増強に関する事
  - ② 組織管理及び会員名簿の整備、作成、発行に関する事
  - ③ 各ブロックとの連絡、調整に関する事
  - ④ 鍼灸マッサージ関連団体との交流及び協力に関する事
  - ⑤ 鍼灸マッサージ師賠償責任保険の勧誘に関する事
  - ⑥ 施術過誤・事故防止対策と事故処理対策の推進に関する事
- 名簿作成委員会・賠償責任保険事故対策委員会・組織強化委員会

### 事業部門

事業部長は、学術・保険・福祉を担当する。

### (4) 学術

学術担当・ブロック選出学術委員・事業部門担当副会長

学術に関する研修会、講習会、講演会、健康講話、生涯研修等

- ① 会員の学術及び資質向上に関する事
- ② 学術講習及び研修の実施に関する事
- ③ スポーツ鍼灸マッサージ委員会の運営に関する事
- ④ 鍼灸マッサージ学術研究の調査・資料収集及び配布に関する事
- ⑤ 鍼灸マッサージ関連団体との交流と学習会への参加に関する事
- ⑥ 学術部会の運営に関する事

⑦ 一般県民を対象とした公開講座の開催に関すること

研修実施委員会・スポーツ鍼灸マッサージ委員会

(5) 保険

保険担当・保険審査委員・ブロック選出保険委員・事業部門担当副会長

保険事務講習会、保険取扱研修会、地区講習会及び相談会等

① 医療保険、介護保険、労災保険、自動車賠償責任保険及び高齢者医療に関すること

② 生活保護法医療扶助及び公費負担医療に関すること

③ 自動車賠償責任保険並びに医療保険等の取扱い指導及び調査に関すること

④ 各ブロックの地域及び盲学校等への保険講師派遣に関すること

⑤ 保険者との折衝に関すること

⑥ 関係省庁及び関連団体との協議に関すること

⑦ 保険情報収集及び分析並びに保険施術の広報普及に関すること

⑧ 保険部会の運営に関すること

保険審査委員会・介護保険委員会・保険指導委員会

(6) 福祉

福祉担当・ブロック選出福祉委員・事業部門担当副会長

慰問治療奉仕活動、ボランティア活動等

① 老人福祉施設等の慰問治療奉仕活動に関すること

② ボランティア施術による普及及び啓蒙活動に関すること

③ ヘルスキーパー等の雇用及び施設における施術活動促進に関すること

④ 社会福祉及び県民の健康保持並びに公衆衛生に寄与する事業に関すること

ボランティア活動委員会

(7) 広報

広報部長・広報副部長・ブロック選出広報委員・事業部門広報担当副会長



広報誌作成、ホームページの更新、普及・広報活動等

- ① 山鍼マ会報の原稿収集、編集及び発送に関する事
- ② 情報誌「あこい」の情報収集、取材、編集及び発送に関する事
- ③ 会員並びに各ブロックの実態調査及び統計資料の収集、調査に関する事
- ④ 鍼灸マッサージの対外的普及啓蒙、会員への普及啓蒙活動、経営指導調査に関する事
- ⑤ 普及用ポスター、パンフレット等の作成及び頒布に関する事
- ⑥ 広報部会の運営に関する事

編集委員会・普及活動委員会・IT委員会

## 第 10 章 委員会に関する事項

(委員会)

- 第 19 条 この法人に選挙管理委員会、保険指導委員会、組織強化委員会、編集委員会、IT委員会、生涯研修委員会、公益目的事業推進委員会、法制委員会、障害者対策委員会、その他必要に応じ理事会の決議により、委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会は、会務の内容・課題によっては、理事会の承認を得て、関連する複数の部等によって特別委員会(プロジェクトチーム)を構成することができる。
  - 3 委員には、学識経験者又は会員の中から、理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

## 第 11 章 事務局に関する事項

(事務局)

- 第 20 条 この法人の事務を処理するため定款第45条の規定により設置する事務局は、会長を補佐し、事務処理及び雑務を担当するとともに会務の運営の円滑を図るため、構成する地区ブロック及び各部、委員会の連絡調整を行う。また、総務部が

担当するものとし、総務部長をもって事務局長とする。

2 総務部の副部長は、この事務局長を補佐する事務局次長とする。

## 第 12 章 その他の会議に関する事項

(その他会議)

第 21 条 定款に規定する会議（総会・理事会）のほかに、次の会議を開催することができる。

(1) 事務連絡会議（四役会議）

会長、副会長、事務局長並びに会計担当で構成し、日常会務及び理事会検討内容等を協議し、円滑な会務の運営を図る。

(2) 理事・ブロック長会議

役員並びに各地域のブロック長で構成し、各地域ブロックにおける状況及び活動、課題等を協議する。また、常に連絡協調を図る。

会議の議長は、会長がこれに当たる。

## 第 13 章 顧問及び相談役に関する事項

(顧問及び相談役)

第 22 条 定款 3 1 条の規定による顧問及び相談役は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者の中から、理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

2 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は、理事会の決議により解任することができる。

## 第 14 章 顕彰に関する事項

(顕 彰)

第 23 条 この法人は、会員及びこの法人に関係する者のうち、特に功労著しい者について

ては理事会又は会員総会の決議により顕彰することができる。

## 第 14 章 規則の改廃に関する事項

(規則の改廃)

第 24 条 この定款施行規則は、理事会の議決を経なければ改廃することはできない。

## 附 則

公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会定款施行規則は、定款の発効と同時に施行する。